

第29回盛岡地方・家庭裁判所合同委員会議事概要

1 開催日時

平成27年9月30日（水）午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員） ◇岡田健彦，◇小川理津子，◆金谷茂，◆櫻幸恵，◆佐々木清一
◇佐々木武則 ◇関英祐 ◆武田正 ◆田嶋宣行 ◇中野志真子 ◆
中村マキ子，◇中村美智子，◇深澤泰弘，◇細川亮 □南智樹，◇宮
順子，□村山浩昭，◆山崎哲雄

（五十音順，敬称略）

（◇地方裁判所委員，◆家庭裁判所委員，□地方裁判所委員兼家庭裁
判所委員）

（説明者）山方地裁事務局長，宮島首席家裁調査官，萌出地裁総務課長

（事務局）佐々木家裁事務局長，尾関民事首席書記官，角掛首席書記官，品川刑
事首席書記官，中井地裁事務局次長，鈴木家裁事務局次長，今野家裁
総務課課長補佐，佐藤地裁総務課文書係長

4 議事等

(1) 盛岡地方・家庭裁判所の現状（管轄区域，事件数の推移，裁判官の配置と填
補態勢等）についての説明

(2) 質疑応答（◎委員長，○委員，■説明者）

○ 裁判官は，填補の際，どのような交通手段を利用しているのか。

◎ 電車やバスなどの公共交通機関を利用して填補している。

○ 裁判官が事件処理のために填補しているというのは，裁判官の人数の問題
なのか。それとも，裁判官が常駐しなくても処理できる件数だからなのか。

◎ 裁判官の配置については，庁に係属する事件数を処理するのに相応しい人

数が配置されている。

なお、裁判官の填補は全国的なものであり、盛岡の場合には、面積が広く、移動に時間を要するが、裁判官の配置に当たっては、この点についても考慮されている。

○ 少年事件の件数が減少傾向にあるのは、こういった要因が考えられるのか。

■ 低年齢人口が減ってきていることが大きな要因であると思われる。

なお、少年事件は、再犯率が高いことから、これをどのようにして下げていくかが家庭裁判所の直面する課題である。

○ 以前に比べると岩手県内の弁護士数も増加したと思われるが、飽和状態にあると感じているのか、それとも不足していると感じているのかを弁護士委員にお聞きしたい。

○ 私は、最初東京で弁護士の仕事をした後、地元の盛岡市に戻ったが、その後、震災などの影響もあり、事件数が少ない、あるいは仕事が少ないという感覚は持っていない。

なお、司法試験の合格者が増加したこともあり、全国的な傾向と同様、新しく弁護士になった人を直ちに受け入れる事務所が見つからないという状況にある。

○ 裁判所の受理件数は減っているが、裁判手続に至っていない手続案内の件数が多いので、暇だという感覚はない。

◎ 事件数が減少傾向にあることは資料のとおりであるが、手続案内等の需要は高いということなのか。

○ 家事事件に関する手続案内の窓口には毎日多くの方がいらしているが、この中には申立てに至っていないものも含まれる。

◎ 盛岡における裁判官の事件処理態勢の特色として、家裁久慈出張所には八戸の裁判官が、同じく大船渡出張所には気仙沼の裁判官がそれぞれ填補して事件処理に当たっている。また、久慈簡裁の裁判官が八戸簡裁へ、大船渡簡

裁の裁判官が気仙沼簡裁へ、それぞれ填補して事件処理を行っている。

(3) 盛岡地方・家庭裁判所の広報活動についての説明

(4) 意見交換等

○ 代理人として法廷に入ると傍聴席に高校生ぐらいの方が10数人座っていることがあるが、これは、裁判所見学の一環なのか、それとも、学校行事として、自由に傍聴しているものなのか。

■ 法廷見学をしたい、あるいは裁判の傍聴と合わせて裁判所の仕組みを知りたい、といった要望は随時受け付けており、申込みの多くは職場見学やバス遠足等の一環として裁判所に立ち寄るものである。その際は、裁判所職員が広報用ビデオを見せたり、質問に回答するなどしている。

◎ 裁判所職員が法廷傍聴に立ち会うこともあるが、法廷は公開されているので、学校の先生や生徒が任意で傍聴している場合もある。

○ 小学生の模擬裁判にはどれぐらいの時間が必要なのか。

◎ 小学生の模擬裁判では、配役の子供たちにシナリオを読んでもらい、それに30分から40分程度、その後、評議や判決なども行った場合には2時間程度必要となる。

なお、裁判員制度が導入される前に行った社会人向けの模擬裁判では、審理に3、4時間程度掛けたこともあった。

○ 資料のアンケート結果によると、模擬裁判をやってよかったという回答が多いが、実際の法廷で模擬裁判を行ったことが非常に印象深かったのではないかと感じている。

○ 冬休みに何かイベントを企画することはないのか。

◎ 人の集まりやすさや労力等の問題から、冬休みイベントは行っておらず、現時点では、夏休みの小学生向けイベントと「法の日」週間の社会人向けのイベントのみである。

○ 夏休みイベントでは、参加希望者数が多くなったために申込みを断ったこ

とはなかったのか。

- 夏休みイベントでは、法廷の傍聴席の数の制約もあり、人数を制限した。
今年、裁判所が予定する人数を若干上回ったが、座席数を増やすなどして対応した。
- 「法の日」週間のイベントは、大学生以上が対象ということで、9月に案内のチラシをもらったが、夏休み期間中で学内にチラシを貼っても大学生が見ることができないので、7月ぐらいまでに案内のチラシを送っていただきたい。
- ◎ いつ頃、こういった形で事前広報するのが効果的なのか、今後、検討したい。
広報する際の媒体や、効果的な手段について、何か御意見等はないか。
- 石割桜は盛岡地裁にしかないので、これを生かした方がよいのではないか。
桜が咲く時期は毎年異なるので、難しいと思うが、桜祭りなどをやるのも面白いのではないか。
- 「法の日」週間はいつからいつまでなのか。
- ◎ 10月1日が「法の日」であり、そこから1週間が「法の日」週間である。
- 私が所属する大学は10月1日から授業が始まり、「法の日」週間記念行事への参加を大学生に呼びかけるためには1週間程度必要となる。
「法の日」週間行事のイベントが10月7日以降であれば参加の呼び掛けもしやすい。
- 今回、短期間で多くの学生に知らせたいと考え、案内のチラシをPDF化し、担当する学生に拡散するよう伝えたところ、短期間で情報を共有することができた。学生の間では、電子データによるやり取りが多いので、情報セキュリティ上の問題がなければ、電子データでいただきたい。
- ◎ 事前広報については、ITを活用した方が効果が大きいと言えるので、当庁のホームページに掲載するほか、イベント情報を電子データで提供するこ

とも検討する必要があると考える。

- ◎ 7月に岩手大学で裁判員制度等に関する出前講義を行っているが、裁判員制度等で分からないことがあれば、是非とも声を掛けていただきたい。
- ◎ 裁判所のホームページには、裁判手続のほか、各種会議等の結果などが掲載されているが、御覧になったことはあるか。また、その際にどのような感想を持たれたか。
- 弁護士という仕事柄、裁判所のホームページで書式を探したりするが、庁によって掲載している情報が違うと感じた。
- ◎ 裁判所のホームページに数多くアクセスしてもらうためには、より見やすく、分かりやすい内容にするとともに、有益な情報を掲載しなければならないと考えている。

裁判所のホームページにアクセスした人が、その後申立てをし、裁判手続の中できちんと紛争解決できるようにするためにはどのようにしたらよいと考えられるのか。
- 裁判所の手続を利用しようと考えている人が、裁判所のホームページにアクセスするのは、申立書の書き方や提出すべき書類の情報を収集するためと考えられる。裁判所のホームページには、裁判手続に必要な書式等を充実させることが重要と思われる。
- 調停手続については、比較的簡易に利用することができるということを知らない人が多いので、そのことを知らせる必要があると考える。また、裁判所の雰囲気は重厚なので、暖かく一般人を迎え入れるような雰囲気作りも重要であると考ええる。
- ◎ 家事調停手続は広く知られているが、民事調停手続については、あまり知られていないと考えられる。民事調停手続を多く利用してもらうための方策として、何か御意見はないか。
- インターネットで調停手続を検索した場合、さまざまな情報があるので、

裁判所が正しい情報を流通させる必要があると考える。調停手続で必要な情報としては、手続の意味や書類の書き方に関する情報はもちろん、申立て後の流れなどを具体的にシミュレーションできる情報、手続のメリット、デメリットなどがあると思われる。一般の人にとって、裁判所のホームページにアクセスするということは、ハードルが高いと思われるが、一度アクセスし、掲載されている情報が分かりやすく有益だということであれば、アクセス数の向上にもつながると考える。

5 次回期日等

(1) 次回期日

地裁委員会 平成28年2月23日(火) 午後1時10分から2時間程度

家裁委員会 平成28年2月16日(火) 午後2時30分から2時間程度

(2) テーマ

未定

6 法廷等見学

200号法廷等の見学及び説明